

つくばみらい市における先端設備等導入計画の認定に係る実施要項

1 制度の概要

「先端設備等導入計画」は、生産性向上特別措置法において措置された、中小企業・小規模事業者等が設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。この計画は、国から「導入促進基本計画」の同意を受けた市町村が認定を行い、本市においては令和7年4月1日に同意を受けました。

「先端設備等導入計画」の認定事務を下記のとおりを実施いたします。

(補足)

平成30年7月9日に同意を受けた導入計画について、平成31年2月26日付で導入促進基本計画の一部変更申請を行い、平成31年3月7日付で国の同意を受けています。

2 認定を受けられる中小企業者

先端設備等導入計画の認定を受けられる中小企業者は、中小企業等経営強化法第2条第1項に該当する方です。

認定対象となる中小企業者

業種分類		中小企業等経営強化法 第2条第1項の定義	
		資本金の額 又は出資の総額	常時使用する 従業員の数
製造業その他		3億円以下	300人以下
卸売業		1億円以下	100人以下
小売業		5千万円以下	50人以下
サービス業		5千万円以下	100人以下
政令指定 業種	ゴム製品製造業（※）	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万円以下	200人以下

※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。
固定資産税の特例軽減を活用できる対象は規模要件が異なりますので、ご注意ください。

3 先端設備等導入計画の主な要件

先端設備等導入計画の策定について、以下の要件を満たした計画を策定する必要があります。

先端設備等導入計画の主な要件と内容

主な要件	内容
計画期間	3 年間、4 年間又は 5 年間
労働生産性の向上の目標	計画期間内において、基準年度（※1）比で労働生産性（※2）が年平均 3%以上向上すること。 （3 年間なら 9%以上、5 年間なら 15%以上となります。） ※1 直近の事業年度末 ※2 【計算式】（営業利益+人件費+減価償却費）/労働投入量（※3） ※3 労働投入量＝（労働者数又は労働者数×1 人あたり年間就業時間）
先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物付属設備、ソフトウェア
計画内容	・基本方針及び導入促進基本計画に適合するものであること・先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること ・認定経営革新等支援機関（商工会議所、商工会等）において事前確認を行った計画であること

※つくばみらい市に事務所等があり、労働に従事する者がいる事業が対象となります。

4 申請受付

産業経済課窓口（市役所谷和原庁舎内）

5 申請書類

- ・認定書類チェックリスト
- ・認定申請書（原本）
- ・経営革新等支援機関による事前確認書
- ・市税に未納がないことの証明書
- ・返信用封筒（角 2 号サイズ 120 円切手を貼付。直接来庁される場合は不要）

【法人事業者の方】

- ・決算報告書の写し
- ・商業・法人登記簿謄本の写し（6ヶ月以内）
※市に登録してない法人で、市内に事務所等を設置し雇用している場合、直近の「納税証明書」を提出

【個人事業者の方】

- ・青色（白色）申告書、収支内訳書の写し
- ・住民票
※市外在住の個人で、市内に事務所等を設置し雇用している場合、「労災保険加入を証明できるもの」、「雇用状況を確認できるもの」、「事務所等の設置状況を確認できるもの」を提出。
- ・同意書

※各資料1部提出になります。

※リース契約で取得する場合は、リース契約見積書及び公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書の写しを提出してください。

※その他必要な書類がある場合には、提出をお願いすることがあります。

6 固定資産税の特例を受ける場合の追加提出書類

- ・投資計画の事前確認書
- ・従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面

※年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれる必要があります。

7 申請書類（変更）

当初認定後に変更事由が生じた場合は、以下の申請書類（変更）を提出し、変更申請を行う必要があります。ただし、法人代表者の交代、設備等の単価や資金調達額の若干の変更など、変更内容が警備である場合は必要ありません。

〈令和7年4月1日以降に認定されたものの変更〉

- ・認定書類チェックリスト（計画変更用）
- ・変更認定申請書（原本）
※既に認定を受けた「先端設備等導入計画」を修正する形で作成してください。変更・追記部分は下線を引いてください。
- ・変更認定申請に係る添付資料
- ・市税に未納がないことの証明書

- ・返信用封筒（角 2 号サイズ 120 円切手貼付。直接来庁される場合は不要）

〈令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 4 月 1 日に認定されたものの変更〉

8 その他

「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」に応募申請する事業者で、「当該認定申請書が受付された日が分かる資料」が必要な場合、認定申請書の写しを持参ください。受付印を押したものを返却します。

9 認定処理期間

先端設備等導入計画の認定及び変更の手続きに係る認定処理期間は 20 日程度を予定しておりますので、余裕をもって申請をお願いいたします。

10 申請・問い合わせ先

つくばみらい市加藤 237 番地
つくばみらい市市民経済部産業経済課
先端設備等導入計画担当
電話 0297-58-2111（代表）内線 3110